

北宋の耆保について

羽生, 健一

<https://doi.org/10.15017/2244517>

出版情報 : 史淵. 97, pp.107-125, 1966-12-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

北宋の耆保について

羽 生 健 一

はじめに

北宋の地方行政は路を最高区画として府・州・軍―監・県があり、それらには中央より官吏を派遣して統治させたが、県以下の郷、村には一般に官吏を置かず、自治に任せる建前であった。この自治業務遂行のために郷村には、里正、戸長郷書手、耆長などの職役人が置かれ、これが地方末端行政の補助的任務を担当させられていた。

里正、戸長は徴税を、郷書手は里正に属して文案を、耆長は煙火盜賊を主とすることせられ、各々その任務を異にしていた。ここに取上げた耆保は耆分ともいわれ、耆長の管轄範囲のことである。¹⁾

北宋の耆保については、中村治兵衛教授「宋代の地方区画に管について―」（史淵八、（十九輯）、周藤吉之教授「唐宋社会経済史研究」に収められた「宋代郷村制の変遷過程」などにそれぞれ論ぜられ、かなりくわしくその全貌が解明されているが、耆保＝耆分が地方行政の面でどういう役割りを果たしたか、という点には触れておられないようである。筆者が検索した耆保に関する資料には別に目新しいものはなく、むしろ両教授の提示せられた資料に負う部分が多いが、それにもかかわらずここで改めて耆保の問題を取上げたのは、地方行政の面、就中職役上の面で耆保がいかなる役割りを果たしていたかという点を解明してみたからである。尚本稿では中村、周藤両教授の成果に立脚して論を進める場合の多いことを諒承

していただきたい。

(一)

本論にはいる前に宋代の治安体制について一言しておく、一県の治安の責任を荷っていたのは県尉で、その輩下として役として徵発せられた弓手を有していたが、直接取締にあたるのは県城内や県城近側の草市であつた。^②

郷村には巡檢が置かれていた。巡檢はその輩下として中央派遣の禁軍や厢軍をもち、大賊出現等の非常の場合に備えた遊撃隊的性格のもので、通常の郷村の治安は耆長がその任に當つていた。宋会要輯稿 第一 兵 一一 捕賊、大祖・建隆三年十二月十六日の詔に、

令尉無事。不得下郷。或遇捉賊。亦不得煩擾人戸。如有受財入己者、並以枉法論。応先行救命。郷村内争鬪。不至死傷。及遺漏火燭。無指執去処。並仰耆長在村檢校、

とあつて、令尉は事無ければ、つまり平時は下郷することができず、郷村内の争鬪で死傷に至らないものや、遺漏火燭でも朝廷からの指執のない場合には、耆長が村に在つて檢校することとされていた。

耆長は郷の役であり、第一、第二等戸より差充されたもので、その部下に第四、五等戸より差された壮丁^③をもち、郷村の治安維持をその任としていた。耆長の職掌については北宋末年にできた作邑自箴の勝耆壯の項にくわしく述べられているが、その具体例を数列あげると

- 一 耆長只得管幹鬪打賊盜煙火橋道等公事。
- 一 道路有疾病無養之人。立便抬昇責付就近客店。店戸^④医人如法看承用藥治療。
- 一 年少無殘疾男子或在郷村求乞者。転押出^⑤県界。

一 田野間或有蝗蟲之類。損壞苗稼。仰画時申臬。仍一面呼集保衆打撲。

一 取責人戸文狀。須是呼集隣保。对衆供写。或不能書字。令代写人对衆読示。令親押花字。勒代写人并隣保。繫書照証。

一 店舎内有官員秀才商旅宿泊。嚴切指揮隣保夜間巡喝。不管稍有疎虞

などあつて、先ず鬪打賊盜煙火橋道等の公事を管幹する外、行倒れ人の收容救助、乞食の巢外追放、蝗蟲災害の際の巢への報告とその撲滅、人戸に責を取らせる文狀への立合い、官員、秀才、商旅などが店戸に宿泊した際の夜間巡喝など、その職掌は多岐にわたつている。更には、同じく作色自箴卷三処事の項に、

造五等簿。將郷書手耆戸長。隔在三処。不得相見。各給印由子。遂戸開坐家業。却一処比照。如有大段不同。便是情弊。仍須一年前。出榜約束人戸。各推令名下稅數着脚。次年正月已後。更不得旋來推割。

とあつて、郷書手、戸長とともに耆長にも印由子が給されて遂戸の家業を開坐すべく定められており、耆長独自の立場で五等簿作成に参加していたことが知られる。又、同じく作色自箴卷四処事の項に、

俵和預買紬絹錢。多是詭名冒請。以此出限不納。有費行遣。但於初俵錢時。加意闕防。前期五七日告示耆戸長。各正身至日出頭。逐一識認請人。是与不是戸頭。仍費戸帳表照。

とあつて、和預買紬絹錢は詭名冒請が多いため期限が来ても納まらない。それ故俵錢の時には耆戸長正身を出頭させて請人を逐一識認させるとあつて、耆長は和預買紬絹錢の俵散にも立合つている。更に又同項には、

坊場錢。若見今開沽。只令本処耆長催納。不必差人。如或容縱拖墜。先決耆長自然得足。

とあつて、見今開沽の坊場錢は本処の耆長に催納させることとしている。即ち耆長は坊場錢の徴収をも受負わされる場合

があつたのである。

以上耆長の職掌を列挙してきたが、この耆長は県に直屬していた。⁽⁵⁾作邑自箴卷七勝耆壯の項に、

耆長各置承受簿一面、壮丁置脚曆一道。凡承受諸般判状沾引等。及交付与壮丁繳跋文字。並將簿曆対行批鑿。内有耆長親自赴県繳跋者。逐案批収。各須將簿曆隨身準備取索點檢

とあつて、耆長のもとには承受簿一面、壮丁のもとには脚曆一道が備えられ、県から諸般の判状、帖、引を承受したり、県に文字を上達する場合は皆この簿曆に對行批鑿することとせられていた。更には作邑自箴卷三処事の項に、

取責逐耆長所管郷分図子闊狭地里村分四至。開説某村有某寺觀廟宇古迹亭館酒坊河渡巡鋪屋舍客店等若干。及耆長壮丁居止各要至県の確地里。委無漏落詣実。結罪状連申置簿抄上。内寺觀廟宇亭館倒場酒坊客店開閉仰即時申挙。以憑於簿内批鑿。寺廟等依旧興修。坊店復有人開賃亦仰申県。

とあつて、耆長のもとには地里の闊狭、村分四至を記した地図があり、それにその地分内にある寺觀、廟宇、古迹、亭館、酒坊、河渡、巡鋪、屋舍、客店等の数と、耆長、壮丁の居所から県までの的確な地里とを書き入れることとせられていた。

以上、耆長の職掌が多方面にわたつていたこと、煙火盜賊のみならず鄉村社会生活のあらゆる方面で世話人的な立場に立つていたこと、耆長のもとには承受簿があつて、これによつて県からの指令を承受したり、文字の上達を行つていたこと、更には地里の闊狭、村分四至を記した地図があり、これに地分内の寺觀、客店、酒坊等を書き入れるべく規定されていたことを述べてきたわけであるが、このことから耆長が鄉村自治行政の面でいかに重要な役割りを果していたかが理解されよう。

次に問題になるのはこの耆長がなにを単位として置かれたかということである。というのは耆長に村耆、郷耆、鎮耆、廂耆の用例があるからである。先ず村耆であるが、宋会要輯稿・食貨六三・農田雜錄・大平興國七年十二月の詔に、種植に暗会なるものを選んで農師となしたことが見え、その一節に「凡穀麥麻豆桑棗果実蔬菜之類但堪濟人。可以転教衆多者。令農師与本郷里正村耆相度。」とあつて、村耆なる用例が見出される。この場合の村耆(6)が一村管劃の耆長を指す用例であるのか、又は數箇村を管劃する耆長を指す用例であるのか明瞭でないが、いずれにしても耆長は村に在つて檢校してたから村耆と称したものであろう。次に郷耆であるが、宋会要輯稿・兵一・郷兵・熙寧七年六月二十六日の条に広南路に槍手を置いたことが見え、その一節に「只是郷耆通相推排。不拘等第主客人戸。或招召不足。即於本属分差填。」とあつてい郷耆が槍手の推排を行つたことがみえている。この郷耆の用例も郷単位の耆長を指したものが、村耆と同一の耆長であつても耆長の役が郷の役であることより郷耆と称したのか明瞭でない。村耆と郷耆が同一のものなのか、又なにを単位として置かれたのかこれだけの資料では判断できない。

次に鎮者であるが、作邑自箴卷四処事の項に、

付鎮者定奪婚田事。於帖後素紙十幅(小事五幅)印縫。仰両争并隣保人写於其上以防拆換

とあつて、鎮耆なる用例がみえる。村耆、郷耆は明らかに耆長を指す用例であるが、鎮耆が鎮に置かれた耆長||鎮耆長を指す用例であるかどうかは疑わしい。他に鎮に耆長が置かれたことを明示する資料がなく、同一名称の役人が郷と鎮に存在するのは疑問だからである。ここでは村耆、郷耆に類似した用例として鎮耆があつたというだけにとどめ、この鎮耆の解釈については後述することにする。

次に廂耆であるが、宋会要輯稿・刑法二禁約紹興六年六月八日の条に、

詔。結集五願斷絶飲酒。為首人徒二年。鄰州編管。從者減二等。並許人告。賞錢三百貫。巡尉廂耆巡察人并鄰保。失
覺察杖一百。

とあつて、廂耆なる用例がみえている。この廂耆も鎮耆と同様の理由で廂の耆長とは考えられない。この廂耆の解釈も鎮
耆の説明とともに後述することとする。

(三)

以上述べてきた如く、耆長がなにを単位として置かれたかは村耆、郷耆、鎮耆、廂耆など種々の用例があつて決定しが
たい。この問題を解決するには郷村制の変遷をたどることより始めねばならない。

よく引用される資料であるが、宋会要輯稿職官四八県官の冒頭の説明文に

開宝七年廢郷分為管。置戸長主納賦。耆長主盜賊詞訟。諸鎮將副鎮都虞候同掌警邏盜賊之事。有典以主文案。所由以
役使。皆無定數

とあつて、太祖の開宝七年(九七四)に従来の郷分を廢止して管をつくり、この管に戸長、耆長の職役人を置いて戸長は
納賦を、耆長は盜賊詞訟のことを主さどらせることとしたことがみえている。中村教授の檢索された管の事例によると、
管は直接県に結びついている(県―管)場合、郷と村の中間に位する(県―郷―管―村)場合、県と郷との間に位する場
合(県―管―郷)があり、周藤教授はこの管の位置が一定していない理由を一定戸数を基準として管を設定したためだと
解されている。筆者もそのように考えている。

今述べたごとく、開宝七年に従来の県―郷―村制に代つて県―管という組織改変が行われたわけであるが、この組織改変

は時代を下るに従つて、一部は県—管、県—郷—管—村、或は県—管—郷という形をとりつつ、開宝七年の組織改変の痕跡をのこしながら存続したのもあるが、大部分は従来の県—郷—村という慣例的な形にもどつてゐる。中村教授はこのことについて、初めは郷を廃して分つて管としたが、前代以来慣用されている郷を廃止することは困難であり、管は施政上の便宜上の区切りとして随時適宜につくられたものであり、同一の地方に過去からの伝統的な県—郷—里と県—郷—管—村という区画が二通り行われたとも別段不思議でない^{e)}とされている。ところでこの二通りの区画が並存したとする場合、管の事例があまりにも少ないのである。中村教授の指適せられた管の事例も数例であり、全国的にみた場合はやはり郷村制にもどつたとみるべきであらう。ここで問題となるのが、それでは開宝七年のこの組織改変は一時的なもので無意味なものに終つたのであらうかということである。

そもそもこの改変は、唐宋、五代の混乱期を通じてくずれてきた郷村組織を再編成するためにとられた処置であり、その主目的は「廢郷分爲管。置戸長。主納賦。耆長。主盜賊。詞訟。」とあるごとく、管という新しい行政補助区画を設け、そこに戸長、耆長の職役人を置くことにあつた。つまり地方行政の末端業務を受負わせる職役人の設置にあつたと考えられるのである。いいかえると、従来の県—郷—村という区画を県—管という区画に改更したのは職役人把握の手段であつたわけである。管が郷と郷の間に位したり、郷と村との間に位したりするのも一定戸数を基準としたからであり、一定戸数を基準としたそのうらには職役人括出の単位たらしめる意図があつたのである。そしてこの管に置かれた職役人数、それがその後北宋一代を通じての職役人数として定額化されたのではないかと考えている。それ故、管が消滅してもそれに代る実質的なもの¹¹役人括出の単位となるものが残されておれば、開宝七年のこの改変は目的を果したといえるのである。その実質的なものは、作邑自籤 卷六 勸諭民庶勝の中の写状鈔書鋪戸に示した写状状式に

状 式

某郷某村。耆長某人耆分。第幾等人戸。姓名。見住処至県衙幾里 (如係客戸即云係某人客戸。)

所論人係某郷村居住。至県衙幾里、右某年若干。

在身有無疾蔭 (婦人即云有無娘孕及有無疾蔭)。

今為某事伏乞県司施行 謹状

年月 日 姓名 押状

とあつて、某郷某村の者で、某耆長の耆分に所属している第幾等戸の某と記入するべく示されている。現住所を某郷某村であらわすと同時に、耆長某人の耆分(Ⅱ管轄下)に入っていることまでも記入しなければならないのである。この場合の耆分はあきらかに行政補助区画である。つまり従来 of 慣用的な郷村制とは別に行政補助区画として耆分が存在し、両者は互いに相補う關係にあつたわけである。又救荒活民書 卷三の富弼青州賑濟行道によると、慶曆八年(一〇四八)河北の大水により京東に流移するものが六十七万もあつたが、このとき青州兼京東東路安撫使であつた富弼は青、淄、濰、登、萊等五州の民に粟十五万石を出させて救済した。その具体案は第一等戸二石、第二等戸一石五斗、第三等戸一石、第四等戸七斗、第五等戸四斗、客戸は三斗を供出させる事として、その処置方法は

逐州據封去告諭米數。約量県分大小擘画。逐県仍令逐一相度耆分大小。散与耆分司。令遍告示郷村等第。大戸一依告諭上六等糶斛斛出辦救済流民。

とあつて、耆分の大小を相度してその供出額を耆分司に割付けることにしている。耆分が一つの単位としてあつかわれていること、耆分には耆分司なる役所が設けられていたことなどが知られる。又その送納方法についても

附近州城鎮県管分内第一第二等人戸。即於逐州県送納。其第三第四第五等并客戸及附近州城鎮城遠處第一等以下。応募合納斛斛人戸。並只於本書送納。仰県司據逐者人戸合納都數。均分与当管内第一等人戸令圓那房屋盛貯。如管長係第一等即亦令均分收附。仍仰管長同共專切提挙管幹在管都數。不至散失及別致疏虞。

とあつて、州城鎮県に近い管分の第一第二等戸は州県に送納させ、第三等戸以下客戸迄と州城鎮城に遠い管分の第一等戸以下客戸までとは本書に送納させて、本書分内の第一等戸の処に均分して貯蔵させ、管長をして提挙管幹させている。管分が救済業務遂行の単位としてあつかわれているのである。

此の様に行政補助区分としての管分が慶暦八年にはすでに出来上つていたのであるが、この管分が管と密接な関係にあることは明らかであろう。開宝七年、郷を廃して管をつくりそこに戸長と管長を置いて徴科と盜賊詞訟を主どらせたことは前に述べたが、この管に置かれた管長の取締り範圍は管に代つて新しく行政補助区分として重要な意味を持つてきたのである。

先に作邑自畿 卷四 処事の項の

付鎮管定奪婚田事。於帖後連素紙幅(小事五幅)印縫。仰両争并鄰保人写於其上以防拆換

の鎮管をとりあげて、この鎮管が鎮の管長は鎮管長とは考えられないと述べておいた。もし鎮管を鎮管長とした場合、婚田定奪に関する注意事項を鎮管長にのみ与えることになり、郷村の管長には与えないことになる。婚田定奪に関する注意はなにも鎮にのみかぎつたことではなく、全体に及ぼすべきものである。又鎮は鎮自体行政補助区画をなしており、郷村の行政補助区画は管分と対置される関係にある。そうすると鎮管は「鎮と管」と解するのが妥当であろう。即ちこの記事の鎮管の鎮は鎮の責任者を指し、管は郷村行政補助区分たる管分の長は管長を指したものと考えられるのである。作邑自

箴卷三 處事の項に

応鎮普荘宅牙人根括置籍。各給手把曆。遇有典売田産。即時抄上立契月日錢數。逐旬具典売數申具、乞催印契其曆。

半月一次赴具過押

とあつて、鎮普荘宅牙人を根括して籍を置き、これに手把曆を給し、田産を転売した場合にはこの手把曆に立契の月日及び錢數を書き入れさせることにしたことがみえている。この鎮普も「鎮と普」と解すべきである。鎮普を鎮普長とすると普長も牙人もともに田産売買を行つていたことになり不合理である。鎮普荘宅牙人は「鎮と普分に居住している荘宅牙人」と解すべきである。かくのごとく鎮普長を指す用例ではなく「鎮と普」の二つに分けられるもので、鎮には普長は置かれていなかつたとみるべきであるが、その場合問題となるのが、作邑自箴 卷五 規矩の項に

差人詣鎮普長等處。取責人戸文狀。須是呼集鄰保對衆寫。或不能書字須令代寫人对衆讀示親押花字。其代寫人及鄰保亦須繫書以為照証。

とある「詣鎮普長等處」の一節である。この一句はいかにも「鎮の普長等の處に詣り」と読めそうであるが、鎮普長等の等はA・B等というように二事項以上を並記した最後に使う場合が多く、一事項に等を使用した例はすこぶる少ないようである。この場合の鎮普長は長が両方にかかつたものと解され「鎮長（鎮長という名称は見当らないが、この場合は鎮の責任者を指したものであろう）と普長」を指した用例と考えるべきである。この様に考えると、宋会要輯稿形法二 禁約紹興六年六月八日の条の

詔。結集五願斷絶飲酒。為首人徒二年。鄰州編管。從者減二等。並許人告。賞錢三百貫。巡尉廂普巡察人并鄰保。失覺察杖一百。

とある。廂耆も「廂と耆」であろう。廂耆を廂耆長とすると、巡（巡検）・尉（県尉）、廂耆、巡察人は勿論のこと、鄰保をしてさえ、喫菜事魔の覚察に当らしめていたのに、郷村治安の責任者耆長には覚察せしめていなかったことになる。喫菜事魔は都市よりも郷村の山谷で人目をさけて行われることが多く、その取締りには当然耆長が加わるべきはずのものである。それ故、廂耆は「廂と耆」と解するのが妥当であろう。¹⁰⁾

以上述べてきた如く、鎮耆、廂耆はいかにも鎮の耆長、廂の耆長を指す用例のごとく感ぜられるが、鎮・廂と耆とは別個に対立するものであつて、鎮や廂に耆長が存在したわけではない。鎮・廂と耆とが並記されているのは、鎮・廂と耆とがともに行政補助区劃となつていたからであり、都市区分としての鎮・廂、郷村区分としての耆とを並配することによつて、行政補助区劃の全機関を表わさしたものであつた。開宝七年の組織改変により管に置かれた耆長の管轄範_二耆分はやがて行政補助区劃として鎮・廂と並記せられるほど確固たる位置を占めるに至つたのである。

四

かくの如く行政補助区劃としての耆分が成立し、固定化して以上、地方行政の末端業務はこの耆分を単位として行われていなければならぬ。続資治通鑑長編 卷一 慶曆三年九月丁卯の条の范仲淹の上奏文中の減徭役の項に

其郷村耆保地理近者亦併合。能併一耆保管亦減役十余戸。但少徭役人自耕作可期富庶。

とあつて、一耆保を併_レすれば（一耆保を他の耆保に併合する）役十余戸を減らすことができるとしている。周藤教授はこの記事について、管には耆長、壮丁、戸長などを置いていたから耆保を合併すれば、これらの役戸を減らすこともできたのであらうとあつきりかたずけておられる。ところが一耆保には一耆長とその部下である壮丁が二〜四人いたにすぎない。一耆保が省かれる際、これが全部省かれるとしても多く見積つて合計五人（耆長一、壮丁四）にしかならない。一耆

保を省いた時省かれる役人数は十余人であるから、この両者の数は一致しない。そうすると「役十余戸を減せん」の余戸の中には耆長・壮丁の外に州県鄉村諸色の役人も含まれていたと解するのが妥当のようである。そうすると耆保を併せた場合、諸色の役人も省かれるわけであるから、この諸色の役人も耆保単位に徴発せられたことになる。南宋の事例であるが、宋会要輯稿職官四八県尉紹興四年五月十九日の条に

左奉議郎周綱言。昨乞罷諸路武尉併新弓手。統觀朝旨。將新弓手撓填旧弓手闕額外。武尉与文尉通管職事。切慮紛爭事權。拘占役使。追督保擾鄉民。其弊有不可勝言者

とあつて、新弓手を將つて旧弓手の闕額を埋め、残りのものは婦農させることとしたが、その際武尉と文尉が弓手の奪い合いをし、耆保に弓手の提供を求め郷民を擾したことがみえている。この場合耆保に弓手の提供を迫つたのは耆保が弓手の役賦課の単位となつていたからであらう。

宋代の役人数についてみると、宋会要輯稿六三農田雜錄乾興元年十二月の条に

上封者言。（中略）。以臣愚見。且以三千戸之邑。五等分算。中等已上可任差遣者約千戸。官員形勢衙前將吏不啻一二百戸。並免差遣。州県鄉村諸色役人。又不啻一二百戸。如此則二三年内已総遍差。纔得婦農即復応役。直至破盡家業

とあつて、三千戸の邑（県）を例にとると、中等以上の差遣に任える戸は約千戸であるが、官員、形勢、衙前將吏の免役戸は一二百戸に止まらない。州県鄉村諸色の役人数も一二百戸に止まらない。この様な状態では二、三年で遍差され、婦農したと思えばすぐ又応役せねばならず家業を破盡することになると述べている。三千戸の邑（県）を例にとつて州県鄉村諸色の役人数を「皆に一二百戸のみならず」といつているが、范文正公集・奏議・上・答手詔條陳十事の中の減徭役の

項には

今河南府主客七万五千九百余戸。仍置一十九県。主戸五万七千七百。客戸二万五千二百。鞏県七千七百。偃師一千一百戸。逐県三等而堪役者不過百戸。而所供役人不下二百數。新旧循環。非鰥寡孤独不能供役。西洛之民最為窮困

とある。河南府の鞏県、偃師県はそれぞれわずかに七百戸、一千一百戸で、そのうち三等戸以上の堪役戸は百戸をすぎないのに所供役人数は二百人を下らないとしている。此の様にみでくと、最小の県でも少くとも二百人以上が供役されていたということになる。この一県の供役人数二百人は最小の数字であつてしかもこのうちには胥吏化した役人は含まれていなかったようである。欧陽文忠公文集 卷一 十五・相度併県牒には

右臣近自威勝軍至遼州。体量得。遼州州界東西二百五十里。南北一百五十九里。所管戸口主客二千七百余戸。地里人戸不及一中下小県。而分建一州四県。内榆社県主客一千二十二戸。其余遼山県主客五百六十九戸。平城県主客六百一十八戸。和順県主客四百五十九戸。各不及一鎮人煙。及潞州管内八県亦有似此。地里絶近。人戸全少處。虚立県名。枉占官吏。每県曹司弓手手力解子之類。各近百人。外别有供応本州廳子客司承符散從。及本村里正戸長耆長壯丁丁色役。人戸凋零。差役繁重。

とあつて、遼州四県のうち最高の杜県が主客合わせて一千七十二戸、最底の和順県に至つては主客合わせて四百五十九戸であるが、各県の職役には各々百人に近い曹司、弓手、手力、解子の類の別に、本州供応の廳子、客司、承符、散從や本村里正、戸長耆長、壯丁の色役があつたという。そうすると一県の役人数は曹司、弓手、手力、解子の類それぞれが百人近かつたのであるから合計すると四百人近くになる。その他本州供役の諸色役人や本村里正以下の在郷色役人を合わせると、この四百人をはるかにこしていたにちがいない。今かりに一県の職役人数を最小の四百人とし、全国県数を千

二百として全国職役人数を計算すると四十八万人となる。その他三百余州の供役人数を合計するとこの数字をはるかにこえていたにちがいない。

次にこの役人の差料単位であるが、衙前などの重難の役は一県あるいは一郷単位に行われ、一県或いは一郷中の上戸より順次差料されていたようである。⁽¹⁵⁾ 又諸色役人中には胥吏化した役人もおり、これは役賦課の対象からははずして考えるべきである。しかし郷村内にあつて応役する役人 \parallel 耆長・壮丁などは耆保を単位と賦課されていたから、この耆保の規模が問題となる。

(五)

それではこの耆保の大きさはどの位であつたらうか。開宝七年の郷村組織の再編成の記事では「郷分を廢して管をつくり、戸長、耆長を置く」とだけあつて、そこには一管に何名の耆長、戸長が置かれたのか記されていない。⁽¹⁶⁾ しかし幸にも淳熙三山志の州県役人の項に、福州各県毎の戸長、郷書手、耆長、壮丁、保正副、大小保長の数が記載されていて戸長数と耆長数の比率をみることができる。

州 県 役 人 表

県 名	年	戸長数	郷書手数	耆長数	壯丁数	郷里数
閩 (望)	熙元	21	10	37	154	12 郷里
	寧祐	21	10	37	154	37 郷里
	今		10	37		1 郷里
連江 (望)	熙元	11	5	49	148	5 郷里
	寧祐	11	5	45	136	24 郷里
	今		5	32		
侯官 (望)	熙元	28	9	44	201	9 郷里
	寧祐	28	9	44	201	50 郷里
	今		9	44		
長溪 (望)	熙元	11	4	52	196	4 郷里
	寧祐	11	4	52		22 郷里
	今		4	55		1 郷里
長樂 (緊)	熙元	8	4	32	98	4 郷里
	寧祐	8	4	37	92	32 郷里
	今		4	26		
福清 (望)	熙元	16	7	73	248	7 郷里
	寧祐	16	7		250	36 郷里
	今		4			
古田 (望)	熙元	11	4	26	76	4 郷里
	寧祐	11	4	26	94	12 郷里
	今	4		6	76	1 郷里
永福 (緊)	熙元	4	3	18	92	3 郷里
	寧祐	4	3	18	100	14 郷里
	今	6	3	28	96	
閩清 (中)	熙元	4	2	16	53	2 郷里
	今		2	17		10 郷里
寧德 (中)	熙元	6	3	20	64	3 郷里
	寧祐	6	3	20	64	10 郷里
	今		3	30	46	1 郷里
羅源 (中)	熙元	6	3	24	84	3 郷里
	寧祐	6	3	26	90	13 郷里
	今	3	3	26	3	
懷安 (望)	熙元	16	8	43	176	9 郷里
	今	16	8	33	176	44 郷里
					3	

北宋の耆保について(羽生)

各県別主戸数（大中祥符2年）

県名	主戸数	1郷当り平均戸数	1普長当り平均戸数	1里当り平均戸数
閩	8352	613	226	226
連江	5220	1044	106	218
侯官	7529	850	174	135
長溪	3840	960	70	175
長樂	3635	908	113	113
福清	8476	1211	116	235
古田	6921	1730	267	577
永福	3067	1022	109	219
閩清	1831	911	114	182
寧徳	1460	487	73	146
懷安	7793	877	181	177
羅原	1471	490	61	113
		平均戸数 925	平均戸数 134戸	平均戸数 202戸
	治安主客戸数 19,7176	治平年間主客普長 442		
	元豊主客戸数 21,1546	元豊年間主客普長 258		

これによつて戸長数と普長数をくらべてみると、いずれも普長数が多く、その倍率は約二倍から五倍を示している。右表は熙寧以降の分を記載したもので、開宝七年の戸長数、普長数は記載されていないが、一度定数として定められた役人数は熙寧以降の分を記載したもので、開宝七年の組織改変の際一管に一戸長と数人の普長を置いたものと解してあやま

北宋の普保について（羽生）

この表から計算すると、一郷の平均戸数は九二五戸、一里の平均戸数は二〇二戸、一耆長当りの平均戸数は一三四戸となる。同じく平均をとつてみるに一郷には約七人の耆長が、一里には約一・五人の耆長が居たことになる。この統計は大中祥祥二年のものであるが、同じく三山志によれば国初の福州の主客戸総数は九万四千五百十人である。福州全体の耆長数は四百四十四人であるから国初に於ける一耆長当りの主客戸数は二百十三戸となる。主戸だけで計算するとこのうち半分が客戸としても一耆長は主戸百余戸を管轄していたことになる。開宝七年の組織改変では主戸百戸を単位として耆長が置かれたのであろう。この一耆長百戸単位は、五代会要^{卷二} 五 団貌の後周顯德五年十月の詔に

詔諸道州府。令団併鄉村。大率以百戸為一団。選三大戸為耆長。凡民家之有姦盜者。三大戸察之。民田之有耗登者三大戸均之。仍每及三載。即一如此

とある如く、後周の顯德五年十月（九五八）に郷村を団併して百戸を一団とし、三人の耆長を置いて治安と徴科の事を主とせられたのに由来するものであろう。かくの如く福州では主戸百戸を単位として耆長が置かれたのであるが、これが大中祥二年（一〇〇九）には前述の如く平均百三十余戸を管轄するようになり、治平年間には主客合わせて四四二戸¹⁸を、元豊年間には主戸二五八戸¹⁹（主客合計四七六戸）を管轄するようになっていた。これは耆長の管轄範囲が拡大したためではなく、耆分の戸数が増大したためである。

続資通鑑長編 卷一
四三 慶曆三年九月丁卯の条の范仲淹の上奏文中の減徭役の項に

其鄉村耆保地理近者亦併合。能併一耆保管亦減役十余戸。但少徭役人自耕作可期富庶

とあつて、一耆保を併すれば役十余戸を減らすことができる^{と述べている}。福州における慶曆三年（一〇四三）の一耆保当りの主戸数をもとめることはできないが、治平年間（一〇六四〜一〇六七）には主客合わせて四四二戸、元豊年間（一

○七八一〇八五）には主客合わせて四七六戸（内主戸二五八戸）を管轄していたから慶曆年間には主客合わせて四〇〇戸内外、主戸数にして二〇〇戸内外を管轄していたものと思われる、そうすると主戸二〇〇戸内外から役十余戸を出していたことになり、その割合は大約 $\frac{7}{100}$ から $\frac{8}{100}$ と推察させる。この数字をもつて全国にあてはめるのは危険であるが一応の目安とすることはできよう、今慶曆二年（一〇四二）の全国主戸統計は文献通考によると六百六十七万一千三百九十二戸である。そのうち $\frac{7}{100}$ が役人として徴発されていたとすると大約五十五万人となる。この数字はあまりに少ないようであるが、先ほど一県四百人、千二百県として計算した全国役人数四十八万人と大体一致する。そうすると、あなたが少なすぎるともいえないようである。北宋の熙寧、元豊ごろまでの役人数は五十万から六、七十万の間ではなかつたらうか。

本論で述べてきたことを要約すると、開宝七年に鄉村組織の再編成が行われ、郷分を廢して新に行政区劃としての管を設け、そこに戸長、耆長の職役人を置き、これに地方行政の末端業務を担当させた。しかしその後、管は大部分衰退乃至は消滅して、地名名としては従来の郷里制が用いられ、行政補助区劃としては新に管に代つて、管に置かれた耆長の管轄範囲であつた耆保が登場してきた。この耆保は五代後周の顯徳五年に鄉村を団併して百戸を一団とし、そこに三大戸（耆長）を置いたのに由来し、国初に於いては大率主戸百戸を単位としていた。耆保は地方行政補助区劃として県に直屬し地方行政の末端業務はこの耆保を単位として遂行されるようになった。即ち行政区劃としては「県―耆分」という形ができあがつたわけである。北宋では地名名としては郷里制が、行政上の区劃としては耆保制が用いられたのである。

註

1 耆保はもと耆長の管轄範圍の意であるが耆保の長(耆長)

を耆保と略称する場合が多い。

2 南宋になると県尉と巡檢が郷村をともに分担して管轄するようになる。

3 淳熙三山志^{卷一} 州県役人・耆戸長保正副の説明文

4 日野開三郎教授によれば客店は旅館兼倉庫業を営むものをさす。

5 県からの文書の承受や県への文字の上達に関しては周藤吉之教授「唐宋社会経済史研究」に収めた「北宋末の免役法と県、管耆との関係」にくわしい。

6 本村耆長の略称

7 「宋代の地方区画―管について―」(史闡八^{一九四八})

8 右に同じ

9 作邑自鎮^{卷四} 処事の項に耆鎮と倒立した用例も見出される。

10 耆耆に関して手持の資料が少ないので、後日詳究するつもりである。

11 中村教授は耆保の保は耆長の下に五家を保とする保耆が編成さ

れるに至り、耆保とよばれるに至ったのであろうとされている。

12 州県郷村落色の役人の中でも重難の衙前や胥吏化した役人は除くべきである。

13 弓手の定数は県の戸口数の大小によつて定められていた。

14 至和二年に里正はやめられ、戸長が増差されるようになる。

15 続資治通鑑長編^{卷一} 七九 参照

16 周藤教授は管には五代の三大戸の制をふんで三人の耆長が置かれていたとされている

17 淳熙三山志^{卷一} 州県役人・耆戸長、保正副の説明文

18 淳熙三山志^{卷一} 〇 版籍類、戸口の説明文によれば、治平年間の主客戸は二十九万七千一百七十六である。これを熙寧の耆長数四百四十四人で割ると四百四十二戸となる。

19 元豊九域志、福州主客戸数によつて計算

On *Chi-bao* (耆保) of North-Song (北宋) Era

Ken-ichi HABU

The system of *Xiang-Tun* (鄉村) was reorganized in the 7th year of *Kai-bao* (開寶), when the *Xiang-fen* (鄉分) was replaced by *Guan* (管) in which there were posted the officials, *Hu-chang* (戶長) and *Chi-chang* (耆長), for the businesses of the local administration. After that, most of the *Guans* waned or disappeared and generally they came to take the conventional system of *Xiang-li* (鄉里). Then appeared *Ghi-bao*, the province governed by the *Chi-chang* of *Guan*, which, instead of *Guan*, be-

came a new subsidiary district of administration.

The origin of *Chi-bao* was a group of one hundred *Kos* (戶) which was combined among *Xiang-tuns* in the 5th year of *Xian-du* (顯德) of *Hou-zhou* (後周) in *Wudai* Era (五代), and each *Chi-bao* had the three large *Kos* or *Chi-chang*. In the beginning of North-Song Era, a *Chi-bao* consisted of about one hundred *Shu-kos* (主戶).

The *Chi-bao* was the sub-unit of *Xian* as the subsidiary district of provincial administration, and businesses of local government were carried out in terms of this unit. In other words, *Chi-bao* was actually under direct control of *Xian* as an administrative district. In North-Song Era, the system of *Xiang-li* was conventionally used in practice, while *Chi-bao* was the formal appellation for this administrative unit.